

福島県廃棄物処理計画改定に係る施策の方向性

現行計画の施策を基本とし、課題や社会情勢等を踏まえて施策の拡充・追加等を行う。

1 一般廃棄物

(1) ごみ処理に関する施策

ア 3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の推進

現 状				課 題	施策の方向性																								
<p>○令和元年度の一般廃棄物の排出量 72.1万トン</p> <p>○令和元年度の実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 【全国順位】</th> <th>実績値 (全国平均)</th> <th>令和3年度 目標値</th> <th>達成 状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日当たりの ごみ排出量(g/人・日) 【46位】</td> <td>1,035 (918)</td> <td>935以下</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>うち生活系ごみ (g/人・日) 【46位】</td> <td>726 (638)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち事業系ごみ (g/人・日) 【30位】</td> <td>309 (280)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リサイクル率(%) 【46位】</td> <td>12.7 (19.6)</td> <td>21.0以上</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>1日当たりの 最終処分量(t/日) 【35位】</td> <td>246 (221)</td> <td>200以下</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>				項目 【全国順位】	実績値 (全国平均)	令和3年度 目標値	達成 状況	1人1日当たりの ごみ排出量(g/人・日) 【46位】	1,035 (918)	935以下	×	うち生活系ごみ (g/人・日) 【46位】	726 (638)			うち事業系ごみ (g/人・日) 【30位】	309 (280)			リサイクル率(%) 【46位】	12.7 (19.6)	21.0以上	×	1日当たりの 最終処分量(t/日) 【35位】	246 (221)	200以下	×	<p>(ア) 意識啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで各種事業を実施して意識啓発を進めてきたが、目標を達成していない現状を踏まえ、施策を強化する必要がある。 	<p>(ア) 意識啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 新聞、テレビ、県HP、小学生向けの環境副読本やリーフレット教材等による啓発など、これまでの取組を継続する他、以下の取組について拡充する。 <p>○新たな手法による普及啓発活動の推進【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートフォン用アプリなどICT(情報通信技術)を活用し、ごみの減量化や分別排出に係る県民の意識向上を図る。
項目 【全国順位】	実績値 (全国平均)	令和3年度 目標値	達成 状況																										
1人1日当たりの ごみ排出量(g/人・日) 【46位】	1,035 (918)	935以下	×																										
うち生活系ごみ (g/人・日) 【46位】	726 (638)																												
うち事業系ごみ (g/人・日) 【30位】	309 (280)																												
リサイクル率(%) 【46位】	12.7 (19.6)	21.0以上	×																										
1日当たりの 最終処分量(t/日) 【35位】	246 (221)	200以下	×																										

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○ごみ排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活系ごみは平成 23 年度をピークに減少しており、東日本大震災の水準以下となっているが、事業系ごみは依然として横ばいの傾向にある。 生活系ごみと事業系ごみを合わせた総量を 1 人 1 日あたりの排出量に換算した値は東日本大震災後の平成 24 年度にピークとなり、その後はやや減少傾向にあるが、目標を達成していない。 <p>○リサイクル率</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度をピークに下降傾向にあり、目標を達成していない。 下降傾向の原因の一つとして、統計に反映されていない商業施設等における資源回収の取組の進展が考えられる。 <p>○最終処分量</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災後の平成 23 年度に増加し、それ以降は減少傾向にあるが、目標値を達成していない。 	<p>(イ) ごみの発生抑制（リデュース）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの排出量については、東日本大震災後に増加し、令和元年度は 1 人 1 日当たりの排出量が全国ワースト 2 位と削減が進まない状況が続いている。 また、本県では食品廃棄物の比率が全国平均の約 1.4 倍と高いため、食品ロス対策も含めた食品廃棄物削減の取組が重要である。 海洋プラスチックごみ対策については、発生抑制と漂着廃棄物の適正処理に加え、継続的に実態を把握する必要がある。 	<p>○プラスチック類の 3R の推進</p> <p>【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民・事業者に対してワンウェイプラスチックの使用削減、プラスチック代替品利用の促進について啓発を行う。 プラスチック製品製造事業者等に対してプラスチック使用量の削減・代替素材の活用等について啓発を行う。 新たに制定されたプラスチック資源循環促進法について周知する。 <p>(イ) ごみの発生抑制（リデュース）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「食べ残しゼロ協力店・事業所」の普及啓発・認定や小学生向けリーフレット教材の配布などこれまでの取組を継続する他、以下の取組について拡充する。 <p>○市町村の取組等の支援【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村に対してごみの削減の取組の強化を促すとともに、県が行う食品廃棄物の減量化やリサイクル促進のモデル事業の実施結果も共有し、取組を推進する。

現 状	課 題	施策の方向性
		<p>○海岸漂着物対策の推進【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福島県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸管理者として海岸漂着物等の回収・処理事業に努めるとともに、陸域でのポイ捨てや不法投棄などが河川を經由して海洋汚染につながることを各種広報媒体や環境イベント等を通じて情報発信する。 ・毎年度海岸漂着物のモニタリング調査を行い、実態把握し必要な対策を検討する。 <p>○食品ロスの削減に向けた取組【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福島県食品ロス削減推進計画（仮称）」を策定し、庁内関係課等と連携しながら本県の課題を踏まえた施策を推進し、食品ロスの削減に向けて総合的に取り組む。 <p>○デジタル化の進展によるごみの減量化【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス化の取組など事業所から発生する紙類の削減を推進する。 <p>○プラスチック類の削減の推進【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイプラスチックの使用削減、プラスチック代替品利用の促進について、関係団体等への働きかけを行う。

現 状	課 題	施策の方向性
	<p>(ウ) 再使用（リユース）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで実施してきた再使用に関する事業について、新型コロナウイルス感染症の対策も考慮しながら取組を継続していく必要がある。 	<p>(ウ) 再使用（リユース）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行っている再生家具等の住民への提供、民間団体等が行っているフリーマーケットなどの取組を推進していく。
	<p>(I) 再生利用（リサイクル）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル率の目標を達成していない現状を踏まえ、施策を強化する必要がある。 ・焼却灰のリサイクルは、リサイクル率の向上及び最終処分量の削減に有効であることから、取組を促進していく必要がある。 ・ごみ焼却の余熱を利用した発電や効率的な廃棄物系バイオマスの利活用のための施設整備など、地球温暖化対策に配慮した施設への転換促進が必要である。 	<p>(I) 再生利用（リサイクル）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「うつくしま、エコ・リサイクル製品」の認定・認定製品の積極的な使用などこれまでの取組を継続する他、以下の取組について拡充する。 <p>○市町村の取組等の支援【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物のリサイクル促進のモデル事業を行い、その結果を踏まえて市町村に広く普及を図る。 ・市町村における分別収集の徹底によるリサイクル、廃棄物焼却時の熱エネルギーの回収、発電、廃棄物のたい肥化等を促進する。

現 状	課 題	施策の方向性
	<p>(オ) 各種リサイクル法に基づく再生利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに制定された「プラスチック資源循環法」を適切に運用するとともに、今までの各種リサイクル法に関する施策を継続する必要がある。 	<p>(オ) 各種リサイクル法に基づく再生利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新法を適切に運用するとともに、これまでの各種リサイクル法の取組を継続する。
	<p>(カ) 経済的手法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の有料化を実施している市町村は、未実施の市町村に比べて、1人1日当たりのごみ排出量が少ない傾向にあり、ごみ排出量の削減に効果があると考えられるが、住民等の理解が必要である。 	<p>(カ) 経済的手法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が示した「一般廃棄物処理有料化の手引き」等、市町村等にごみ処理の有料化に係る情報を提供するなど、市町村の取組を支援する。

イ ごみ処理施設の適切な整備及び維持管理の促進について

現 状	課 題	施策の方向性						
<p>○ごみ処理実施自治体 (令和2年3月末現在) 焼却処理：4市村、12一部事務組合 最終処分：9市町村、10一部事務組合</p> <p>○ごみ処理施設の稼働状況 (令和2年3月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="300 1222 741 1358"> <tr> <td>ごみ焼却施設</td> <td>※22</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>最終処分場</td> <td>22</td> </tr> </table> <p>※19施設で余熱利用、うち7施設では発電も実施。</p>	ごみ焼却施設	※22	し尿処理施設	21	最終処分場	22	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備や維持管理のコストをできるだけ抑えるためには、計画的かつ効率的な維持管理や設備改良等により、施設の長寿命化・延命化を図る必要がある。 ・併せて施設更新等にあたっては、国からの交付金を活用してごみ焼却の余熱を利用した発電や効率的な廃棄物系バイオマスの利活用のための施設を整備するなど、地球温暖化対策に配慮した施設への転換が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等に「廃棄物処理施設長寿命化総合計画の手引き」等を示しており、今後も施設の長寿命化・延命化の手法の導入に関する情報を提供するなどこれまでの取組を継続する。 ・各種会議等において、施設を新設又は改修等する際は、二酸化炭素を極力排出しない施設を整備するよう助言するなど、これまでの取組を継続する。 ・この他、廃棄物処理事業を安定的に継続するため、以下の取組について拡充する。
ごみ焼却施設	※22							
し尿処理施設	21							
最終処分場	22							

現 状	課 題	施策の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下においても、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠なインフラであり、安定的に業務を継続する必要がある。 	<p>○市町村廃棄物処理事業継続計画の策定支援【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理事業を安定的に継続するための市町村等の廃棄物処理事業継続計画の早期策定に向けて、説明会の開催や策定に係る助言を行う。

ウ ごみの適正処理及び災害廃棄物対策の推進について

現 状	課題	施策の方向性
<p>○ごみの適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄や無許可の不用品回収業者によるごみの不適正処理が後を断たない。 <p>○災害廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の廃棄物処理について、国においては、東日本大震災の経験等を踏まえ、震災廃棄物対策指針（平成 10 年策定）及び水害廃棄物対策指針（平成 17 年策定）を統合した災害廃棄物対策指針を平成 26 年 3 月に策定した。 ・都道府県、市町村においても、当該指針を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定、見直しが求められており、本県は令和 3 年 3 月に福島県災害廃棄物処理計画を策定した。また、市町村は 9 市町村が計画を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、市町村、事業者と連携し、ごみの不適正処理防止のための環境づくりに努める必要がある。 ・福島県災害廃棄物処理計画に基づき、大規模な自然災害に伴い発生する災害廃棄物を適正かつ円滑に処理する必要がある。 ・また、一般廃棄物処理施設の耐震化や浸水対策等を実施するとともに、大量に発生する災害廃棄物を想定した処理能力を確保する必要がある。 ・市町村災害廃棄物処理計画の策定率が 15%（9 市町村）と低い状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した監視パトロールや、街頭啓発活動などこれまでの取組を継続する。 ・市町村等を対象とした各種会議等において、災害廃棄物処理計画の早期策定を求めるとともに、災害に備えた処理能力の確保や施設の耐震化、浸水対策を図る市町村等に対しては助言を行うなどこれまでの取組を継続する他、以下の取組について拡充する。 <p>○市町村災害廃棄物処理計画の策定支援【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村災害廃棄物処理計画については、説明会や研修会などを開催し、未策定の市町村を支援していく。 ・また、災害発生時の初動期対応を示した手順書を活用した研修や、県・市町村間における災害廃棄物処理に関する相互応援協定を締結するなど、新たな災害の発生に備える。

(2) 生活排水処理に関する施策

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○汚水処理人口県内普及率（令和元年度末） 83.7%</p> <p>○汚水処理人口普及率の目標値 「ふくしまの美しい水環境整備構想」では、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽のそれぞれの特性を活かしながら施設を整備し、汚水処理人口普及率を 2030 年代初頭で概ね 100%とすることとしている。</p> <p>○浄化槽設置状況（令和元年度末） 設置基数：281,409 基 うち、単独処理浄化槽：155,761 基 （約 55%）</p> <p>○窒素・りん除去型浄化槽設置状況 （令和元年度末） 設置基数：154 基</p> <p>○浄化槽法定検査（11 条検査）受検率 （令和元年度） 合併処理浄化槽：67.5% 単独処理浄化槽：4.0% 合計：31.3% 全国 43.8%</p>	<p>ア 生活排水の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の水質保全のため、汚水処理人口普及率を向上させる必要があるが、本県の汚水処理人口普及率は全国 34 位と下位にあるため、一層の普及促進が必要である。 ・また、水環境への負荷が大きい単独処理浄化槽が本県では半数以上を占めていることから、早急に合併処理浄化槽への転換を図っていくことが求められる。 ・特に猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域では、窒素・りんの除去のため、高度処理可能な浄化槽設置を促進する必要がある。 	<p>ア 生活排水の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置に要する費用の一部を補助するなど整備を推進するとともに、市町村と連携した啓発を継続する。

現 状	課 題	施策の方向性
	<p>イ 生活排水処理施設等の効率的な整備の促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱利用等のためのメタン回収設備を導入するなど、地球温暖化対策に配慮した施設への転換促進が必要である。 ・ 一般廃棄物処理施設の耐震化や浸水対策等を実施するとともに、大量に発生する災害廃棄物を想定した処理能力を確保する必要がある。 	<p>イ 生活排水処理施設等の効率的な整備の促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村等を対象とした各種会議等において、資源の有効利用に配慮した施設整備、災害に備えた処理能力の確保や施設の耐震化、浸水対策を図る市町村等に対して助言を行うなどこれまでの取組を継続する。
	<p>ウ 生活排水処理施設等の適切な維持管理の促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併処理浄化槽の受検率は増加傾向にあるが、単独処理浄化槽の受検率が低く横ばいのため、全体として検査の受検率は微増に止まっている。 	<p>ウ 生活排水処理施設等の適切な維持管理の促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽の定期的な清掃や浄化槽が適正に機能していることを確認するための法定検査（11条検査）について、県政広報ラジオや県民だより等により実施を呼びかけるなどの取組を継続する。

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の推進

現 状				課 題	施策の方向性
○ 現行計画の目標値と令和元年度の実績値				(ア～エ共通) ・最終処分率は全国平均と比較すると高い水準にあることから、排出抑制はもとより、更なる減量化や再生利用を図り、最終処分量を削減していく必要がある。 ・特に、汚泥を始めとした排出量の多い廃棄物や国際的な海洋プラスチック問題となっている廃プラスチック類の排出抑制や再生利用の取組を進める必要がある。 ・また、地球温暖化対策が喫緊の課題であり、廃棄物分野においては、焼却量や輸送量の削減などが、温室効果ガスの削減に寄与することから、産業廃棄物の排出抑制等の取組を進める必要がある。	ア 事業者の自主的な取組の促進 ・産業廃棄物の焼却量や輸送量の削減などが温室効果ガスの削減に寄与することも踏まえ、引き続き多量排出事業者等による産業廃棄物の処理計画策定や実施に対する指導などによる排出抑制等に向けた取組を推進するとともに、以下の取組について拡充する。 ○再生利用等のための施設整備の支援【拡充】 ・排出事業者等が行う廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を目的とした施設整備を支援する。特に、 <u>排出量の多い汚泥や国際的な問題となっている廃プラスチック類の再生利用等の支援を強化する。</u>
項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和3年度)	達成 状況		
排出量 (万 t/年)	772.2	825.0 以下	○		
再生利用率 (%)	54	51 以上	○		
最終処分率 (%)	7	8 以下	○	イ 再生利用等の推進 ・「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」などの取組を継続するとともに、以下の取組について拡充する。 ○再生利用等のための施設整備の支援【拡充】(再掲) ・排出事業者等が行う廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を目的とした施設整備を支援する。	
○排出量 ・平成 27 年度以降、目標値を達成して、近年は、横ばい傾向にある。 ・種類別にみると、汚泥の発生量が最も多く（全体の 41%）、次いでがれき類（22%）、ばいじん（21%）となっている。 ・業種別にみると、電気・ガス・水道業の発生量が最も多く（全体の 35%）、次いで製造業（33%）、建設業（28%）となっている。					
○再生利用率 ・平成 25 年度以降は 50%前後で推移しており、平成 30 年度・令和元年度は、目標値を達成している。また、全国平均と同程度の水準である（全国平均 52.5%（平成 30 年度））。					

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○最終処分率</p> <p>・平成 26 年度以降、目標値を達成しており、横ばい傾向にある。また、全国平均より高い値である（全国平均 2.4%（平成 30 年度））。</p>		<p>ウ 技術開発・研究の推進等</p> <p>・産業廃棄物の焼却量や輸送量の削減などが温室効果ガスの削減に寄与することも踏まえ、ハイテクプラザ等におけるリサイクル技術等の研究開発及び技術指導などの支援を継続するとともに、以下の取組について拡充する。</p> <p>○再生利用等のための研究開発の支援 【拡充】</p> <p>・排出事業者等が行う廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用するための施設や再.利用製品等の技術開発のための調査・研究を支援する。特に、<u>排出量の多い汚泥や国際的な問題となっている廃プラスチック類の再生利用等の支援を強化する。</u></p> <p>エ 産廃税制度の活用</p> <p>・引き続き産業廃棄物税の課税により、廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用による最終処分量の削減を促すとともに、この税収を上記施策等の財源として施策を推進する。</p>

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○立入検査等の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者や処理業者に対して立入検査等を行い、産業廃棄物の適正処理の徹底を指導している。 <p>立入検査 1,679 件実施（令和元年度）</p> <p>○講習会等の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者や処理業者に対し、廃棄物の適正処理を推進するため、正しい知識の普及啓発、監視指導に取り組んでいる。 <p>研修会 2 回開催、延べ 282 人参加（令和元年度）</p> <p>○電子manifestoの導入状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化と処理過程の透明性の確保を図るため電子manifestoの利用を促している。 <p>県内業者の電子manifesto利用率 44.8%（令和元年度末）（全国 63%）</p> <p>《参考》 国の目標：令和 4 年度末 70%</p>	<p>ア 適正処理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者や処理業者の全てが法令等を遵守し、産業廃棄物が適正に処理されるよう、取組を進める必要がある。 また、不適正処理の未然防止や処理状況確認の迅速化等を図るため、manifestoの電子化を促進する必要がある。 	<p>ア 適正処理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者等への立入検査による監視指導や研修会等により、廃棄物の排出者責任や廃棄物の適正処理に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、研修会等において、manifestoの電子化による業務の効率化など導入メリットを周知し、電子manifestoの導入を促進する。

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○優良産業廃棄物処理業者の認定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良な産業廃棄物処理業者を認定する制度の活用を促している。 認定事業者数 215 事業者(令和 2 年度末) <p>○産業廃棄物処理施設の住民理解促進の支援状況 (令和 2 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場内案内板の整備：1 件 ・見学コースの説明会場等の整備：2 件 ・見学者用ジャンパーや保護防止等の整備：2 件 	<p>◎ 産業廃棄物処理業の振興【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理は、国民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務であり、廃棄物処理の業務を担う人材の確保や育成など、産業廃棄物処理業の振興を図る必要がある。 	<p>◎ 産業廃棄物処理業の振興【新規】</p> <p>○産業廃棄物処理業者への支援【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>産業廃棄物処理業に従事する人材確保等を支援するための取組を行う。</u> <p>○優良産業廃棄物処理業者の育成【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良産廃処理業者認定制度の活用により優良処理業者を育成するとともに、<u>適正処理のための技術習得はもとより、労働安全等に係る知識習得の支援など、人材や優良事業者育成のための取組を行う。</u> <p>○産業廃棄物処理業の情報発信【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者自らが行う情報発信を支援するとともに、<u>事業者団体等と連携しながら、産業廃棄物処理業の理解促進を図るための取組を行う。</u>
—	<p>イ 不適正処理への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の内容について、後述の「3 廃棄物の不法投棄等防止対策」に統合する。 	<p>イ 不適正処理への対応</p> <p>同左</p>

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物や使用製品を保管等している事業者にとっては、高濃度の変圧器・コンデンサー等は令和4年3月末、高濃度の安定器等は令和5年3月末、低濃度のPCB廃棄物は令和9年3月末までに全量処分しなければならない。 <p>○アスベスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト使用可能性のある建築物の解体工事は、令和10年をピークに増加する見込みである。 	<p>ウ 処理困難な産業廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物やアスベスト廃棄物等は、不法投棄や不適正処理が行われた場合に、生活環境や人体に悪影響を及ぼすおそれがあることから、適正処理を確実に行う必要がある。 	<p>ウ 処理困難な産業廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物については、保管事業者に対する期限内の適正処理の指導、アスベスト廃棄物については、解体工事現場への立入検査等による排出事業者に対する適正処理の指導を継続する。

(3) 産業廃棄物処理施設の適切な整備

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○中間処理施設の設置状況（令和元年度末）</p> <p>※処理業者が設置している施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設：72 施設 ・脱水施設：13 施設 ・廃プラスチック類の破碎施設：39 施設 ・木くず又はがれき類の破碎施設：243 施設 ・上記以外の中間処理施設：9 施設 	<p>ア 処理施設の適切な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で発生した産業廃棄物の減量化や再生利用を進めるための施設を整備し、最終処分場については、将来的にも十分な残余容量を確保する必要がある。 ・太陽光発電設備については、設備の耐用年数以降（令和22年頃）、大量の太陽光発電設備の廃棄物が発生することが想定されることから、適正処理を確保する必要がある。 	<p>ア 処理施設の適切な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前述のとおり、廃棄物の減量化や再生利用を目的とした施設整備や研究開発への支援を拡充するとともに、県内で発生した産業廃棄物を優先して処理する体制を確保する（後述）。

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○最終処分場の残余年数（令和元年度末） ※自社処分場等を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理型最終処分場（8施設）：12年 ・安定型最終処分場（11施設）：11年 <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の目標：10年分程度を確保・整備 <p>○排出量削減等のための施設整備の支援状況（令和2年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥脱水施設の整備：1件 ・汚泥乾燥機の整備：1件 （乾燥汚泥は肥料に活用） <p>○使用済太陽光発電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年に固定価格買取制度（FIT）が導入されて以降、太陽光発電設備が増加し、これらの設備は令和22年頃に耐用年数を迎え、廃棄物となることが想定される。 		<p>○再生利用等のための施設整備の支援【拡充】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者等が行う廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を目的とした施設整備を支援する。 <p>○再生利用等のための研究開発の支援【拡充】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者等が行う廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用するための施設や再生利用製品等の技術開発のための調査・研究を支援する。 <p>○使用済太陽光発電設備の適正処理の推進【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>排出された使用済太陽光発電設備が適正かつ安全に処理できる施設が設置されるよう指導・審査を行う。</u>
<p>○住民理解促進の支援状況（令和2年度）（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場内案内板の整備：1件 ・見学コースの説明会場等の整備：2件 ・見学者用ジャンパーや保護防止等の整備：2件 	<p>イ 処理施設への理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設を設置するためには、周辺住民に十分な理解を得る必要がある。 	<p>イ 処理施設への理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、廃棄物処理業者が行う、住民理解促進の取組を支援する。

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○排出量削減等のための施設整備の支援状況（令和2年度）（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥脱水施設の整備：1件 ・汚泥乾燥機の整備：1件（乾燥汚泥は肥料に活用） 	<p>ウ 脱炭素社会への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策が喫緊の課題であることから、産業廃棄物処理施設の整備においても、脱炭素社会に向けた配慮が必要である。 	<p>ウ 脱炭素社会への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>排出事業者等が行う廃棄物の排出抑制等を目的とした施設整備の支援を強化するとともに、熱回収施設の整備に係る認定制度や国の支援制度を周知するなど、脱炭素社会に向けた施設整備を促進する。</u>

3 廃棄物の不法投棄等防止対策

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○産業廃棄物の不法投棄発見件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の不法投棄発見件数（発見量が10トン以上）は、平成24年度にゼロとなった後、増減している。 令和元年度の発見件数：4件（224トン） <p>○産業廃棄物の不適正処理発見件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の不適正処理発見件数（発見量が10トン以上）は、平成23、24年度にゼロとなり、その後増加している。 令和元年度の発見件数：15件（2,871トン） <p>○不法投棄対策の実施状況（令和2年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄監視員の設置：51市町村に88名 適正処理指導員（警察OB）の設置：6地方振興局に各1名 監視カメラの設置・整備：138台 民間警備会社への監視委託：669回監視 スカイパトロール：0回（例年4回/年） 地域ぐるみ監視体制づくり支援事業：1事業主体 	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄や不適正保管をなくすための体制・環境づくりを進める必要がある。 また、県境の市町村に、他県から持ち込まれて不法投棄される事案が発生しているため、他県との連携した対応が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、県警との連携や不法投棄監視員及び警備会社等による監視、地域住民による監視体制づくりの支援を行うとともに、県民への啓発活動を行う。 また、北海道東北各県、南東北3県、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム）などの広域連携組織において、情報共有やパトロール等の共同事業を実施する。

4 廃棄物の適正処理のためのその他の事項

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○汚染廃棄物の保管状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質に汚染された廃棄物については、一時期処理されずに保管されていたが、現在は処理が進み保管量は減少している。 <p><8,000Bq/kg 以下のごみの焼却灰の保管状況></p> <p>令和3年3月末 86,118 t (平成29年3月末 205,872 t:ピーク時)</p>	<p>○ 廃棄物 (8,000Bq/kg 以下) の処理促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村等が保管している焼却灰 (8,000Bq/kg 以下) は処理方針に基づき円滑かつ確実に処理を進める必要がある。 また、帰還困難区域のインフラ整備等で発生する廃棄物 (8,000Bq/kg 以下) の受入先が見つからず、円滑な処理が進まないことが想定される。 	<p>○ 廃棄物 (8,000Bq/kg 以下) の処理促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村等における保管焼却灰の処理が進むよう必要な助言等を行うとともに、帰還困難区域で発生する廃棄物の処理については、国が責任を持って対応するよう求めていく。
<p>○県外の産業廃棄物の事前届出制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間処理業者及び最終処分業者への県外の産業廃棄物の搬入については、福島県産業廃棄物条例の事前届出制度により、県内で発生した産業廃棄物を優先して処理する体制を確保している。 中核市においても、県外産業廃棄物の事前又は事後の届出制度を設けている。 	<p>○ 県外産業廃棄物の搬入抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内で発生した産業廃棄物を適正に処理するため、十分な最終処分場の残余容量を確保する必要がある。 	<p>○ 県外産業廃棄物の搬入抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の福島県産業廃棄物条例の事前届出制度の運用を継続する。

現 状	課 題	施策の方向性										
<p>○県外の産業廃棄物の最終処分業者への搬入割合実績</p> <table border="1" data-bbox="219 320 730 411"> <thead> <tr> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30.5%</td> <td>23.1%</td> <td>20.4%</td> <td>22.4%</td> <td>20.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現行計画では、県外産業廃棄物の搬入割合を 20%以下とすることを目標としている。</p> <p>○県内で発生した産業廃棄物の最終処分状況 (令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で発生した産業廃棄物のうち、最終処分場で埋立処分されたのは 50.9 万 t であり、このうち県内で最終処分されたのは 45.3 万 t である (県内処分率 89%)。 	H27	H28	H29	H30	R 元	30.5%	23.1%	20.4%	22.4%	20.5%		
H27	H28	H29	H30	R 元								
30.5%	23.1%	20.4%	22.4%	20.5%								